明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六四三、二七三、九七四円減少し、七五三、一五五、六二六円とすることといたしました。

また、資本準備金の額を一、三〇三、〇〇一、六〇〇円、利益準備金の額を二三、三八〇、〇〇〇円減少し、それぞれ〇円とすることといたしました。

効力発生日は平成二十三年五月十日であり、株主総会の決議は、平成二十三年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書を提出しております。

平成二十三年三月三十一日

東京都千代田区外神田二丁目一六番二号

日本ライトン株式会社

代表取締役社長　余　敬倫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年四月十五日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十三年三月三十一日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三八階

SGSジャパン株式会社

代表取締役　曽我　正博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月三十一日

東京都渋谷区渋谷一丁目三番九号

インベスター・ネットワークス株式会社

代表取締役　杉本　光生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年三月三十一日

東京都渋谷区神宮前二丁目三番三九号

株式会社双福

代表取締役　枡田三千代

株式交換につき株券等提出公告

当社は、北陸電話工事株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年三月三十一日

富山県富山市四方荒屋一二六二番地

トヤマ電話工事株式会社

代表取締役　尾島　孝治

株式交換につき株券等提出公告

当社は、北陸電話工事株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年三月三十一日

石川県金沢市鳴和二丁目八番一五号

金沢電話工事株式会社

代表取締役　前田　光一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である濱地文生が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年三月三十一日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目二〇番四号

惟信

日本における代表者　濱地　文生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中矢一虎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月三十一日

大阪市北区東天満二丁目九番四号

インターナショナルアビエーションサービスアシスタンスピーティーワイリミテッド

日本における代表者　中矢　一虎

限定承認公告

本籍長野県佐久市下越一九五番地三、最後の住所長野県佐久市下越一番地六九

被相続人　亡　友野　仁

右被相続人は平成二十三年一月四日死亡し、その相続人は平成二十三年三月十八日長野家庭裁判所佐久支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三十一日

長野県佐久市中込三七一三番地一四二

相続財産管理人　友野　洋

限定承認公告

本籍滋賀県大津市南郷五丁目三番、最後の住所滋賀県大津市南郷五丁目三番一二号南郷アパート一〇一　被相続人　亡　大久保スミ子

右被相続人は平成十七年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十三年三月十八日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三十一日

京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付四三番地三

限定承認者　吉村　勉

限定承認公告

本籍山口県周南市大字久米三二七番地二八、最後の住所山口県周南市大字久米三二七番地二八

被相続人　亡　塩村　達彦

右被相続人は平成二十二年六月六日死亡し、その相続人は平成二十三年三月二十三日山口家庭裁判所周南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三十一日

山口県周南市大字久米三二七番地の二八

相続財産管理人　塩村　聡一

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社セディナ（乙、住所名古屋市中区丸の内三丁目三番二〇号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年五月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年一月二十八日に終了し、乙の株主総会の承認決議は平成二十三年三月三十日に終了しております。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十二年六月三十日

掲載頁　十八頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十三年三月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

株式会社ＳＭＦＧカード&クレジット

代表取締役社長　城野　和也

事業譲受け公告

当連合会は、平成二十三年三月二十五日開催の第八回理事会において中島三和漁業協同組合（住所愛媛県松山市津和地六〇〇番地）及び伊予漁業協同組合（住所愛媛県伊予市灘町三五七番地）から信用事業の全部を譲り受けることの決議をいたしましたからこれに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月三十一日

愛媛県松山市二番町四丁目六番地二

愛媛県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　高取　武則

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年三月三十一日

大阪府大阪市天王寺区東高津町一一番九号

日本生命上本町ビル

株式会社日本アシスト

代表取締役社長　阿江　秀典

訂正公告

平成二十三年三月十日掲載の有限会社湯の山水産センターに係る資本金の額の減少公告中、「代表取締役　西田　政史」とあるは「代表取締役　西田　正史」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年三月三十一日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四二	一	終りから一	相続財産管理人司法書士　守田　貫雄	相続財産管理人司法書士　寺田　貫雄

◉号外　三月三十一日付第六五号二七号一二八ページ●同日付　二四ページ●同日付第六六号六四ページ●同日付第六八号一二八ページ●同日付政府調達第六〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）